

告示第299号

令和8年3月6日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央



地域農業経営基盤強化促進計画の案について（公告）

地域農業経営基盤強化促進計画を定めるので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案を次により縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本市に意見書を提出することができます。

記

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成した地域
犬迫町上地区（犬迫町（川路山、横井原）及び犬迫町（中組、栗之迫）を統合）
- 2 縦覧期間及び縦覧時間
 - (1) 縦覧期間
令和8年3月6日（金）から同月19日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - (2) 縦覧時間
午前8時45分から午後4時30分まで
- 3 縦覧場所
鹿児島市伊敷五丁目15番1号
鹿児島市産業局農林水産部農政総務課伊敷農林事務所（伊敷支所3階）
- 4 意見書の提出について
計画の案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。
 - (1) 提出者
意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人
 - (2) 提出期限

令和8年3月19日（木）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送により提出すること。ただし、電話での意見は受け付けない。

(4) 提出先

鹿児島市伊敷五丁目15番1号

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課伊敷農林事務所（伊敷支所3階）